

10月29日にもメールで意見提出しておりますが、さらに追加させていただきます。
なお、前回とも、組織としての公認された意見ではなく、私個人の意見であることを申し添えます。

高水敷き利用の基本的考え方について

通常、土地利用計画を定める上で考慮すべき要因は複数あり、自然環境もその一つですが、提言素案においては、その相対的な要因である自然環境を淀川の土地利用における唯一絶対的な基準として実質上位置付けたため、一般的に受け入れ難い内容となっています。

たとえ、提言素案の内容自体を一つの考え方として認めたとしても、それを非常に強い権限を有する河川行政の基本方針となる流域委員会の提案として位置付けることには反対します。

提言素案では、自然環境を唯一絶対的な基準として位置付ける論理的・実証的根拠が明らかにされないままで、それ以外の要因や価値観が一方的に排除されており、これを前提とした場合、河川管理者と利用者一般との間のコミュニケーションや合意形成といったこと自体が成り立ち得ません。

これに代わる案として、土地利用計画において自然環境の要因を他の要因に比べて相対的により高く評価する等を基本に据えることを提案します。そうすることによって、自然環境をより重視しつつ、河川管理者、利用者、NPO等が個別具体的に協議や調整を行う基盤を作り出すことができます。

高水敷き利用の基本的考え方について

「川でしかできないことを優先する・・・」との考え方の妥当性について述べます。

「優先する」とは、この提言素案の中では「他を排除する」ということを含意しています。また、この考え方を敷衍すると、山では山でしかできないことを、海では海でしかできないことを優先するといった主張となり、それは、造成地を山林や田畑に戻し、埋立地を海に戻していくという主張につながります。この考え方をさらに進めていくと、人間の生活空間を数百年前の時代に戻すのが理想といった非現実な考え方に帰着します。

「そんなことは言っていない、淀川の自然が他に比べて特に貴重ということだ」との反論が予想されますが、その場合、自然の貴重さの評価は相対的・個別的なものであり、川であれ、山であれ、海であれ、田畑であれ、それぞれの具体的な環境状況等に応じて、きめ細かく評価されるべきです。その結果は、地域の面的な広がりの中でのモザイク状の評価となり、確かに淀川の自然が相対的に高く評価されるでしょうが、その河川の区域の中でも場所場所によって異なるモザイク状の評価となるはずで、淀川だけはそういった具体的な諸条件を考慮せずに一律一色に特別扱いをするという上記の表現は論理的飛躍があり、少なくとも公的な土地利用計画の考え方としては受け入れられない主張です。

したがって、該当並びに関係する箇所、たとえば、前述の部分や「グランド等の利用施設は、...堤内地に戻していく」、「新規の整備は原則として認めるべきではない」等の表現をやめて、「自然との共生を図る」、「できる限り自然への配慮を行う」等に改めるべきと考えます。

河川管理権限と地方自治の関係について

占用の許可権限など河川管理者は地方自治体に対して非常に強い権限を有しておりますが、「新規の整備は原則として認めるべきではない」などの提言がなされた場合、これまでのように占用案件ごとに個別具体的な調整や協議（自然保護団体との調整を含む）が行われることなく、河川管理者に一方的なグランド等の排除や規制ができる根拠を与えることとなります。

これらのことから、「地方自治や市民参加を促進するという世の中の動きに逆行する」、「流域委員会の提言は、結局、河川管理者の権限強化と河川整備費の二重投資（高水敷き整備とその切り下げ）にお墨付きを与える免罪符だ」といった声も出ています。

このような誤解を解き、感情的な対立を避けるためにも、提言素案の表現の見直しを要望します。

流域委員会のあり方について

河川管理権という強い公権力のあり方を事実上方向づける役割を担った流域委員会については、河川のあり方を総合的に検討する国民に開かれた場であると理解していましたが、現実には委員の方々の興味や価値観に沿わない質問や意見は置き去りにされたままです。

僭越ですが、土地利用計画や地方自治などの社会経済的な観点がある程度考慮しない限り、河川整備計画の基本となるべき流域委員会の責任ある提言とはなり得ないのではないのでしょうか。必要なら土地利用計画や地方自治の専門家から意見を徴収するなどして、本来あるべき総合的な提言を流域委員会ですとまとめていただくよう要望します。

意見に対する回答について

これまでの自治体や団体による流域委員会や中間取りまとめに対する意見や質問の提出は、地域住民や関係部局等の声や要望を踏まえて行われております。すでに、地域住民やその代表である市議員等から我々に対し、意見や質問に対する回答はどうなっているのかとの問い合わせが来ております。つきましては、できるだけ早く、質問や意見に対する回答を文章によって公開していただきたく要望いたします。

以上。